

## 被害者参加制度の規則要綱案について

平成20年3月

最高裁判事局

刑事訴訟法（以下、断りのない場合は、同法の条項を指す。）の改正により、被害者参加制度が導入され、平成20年12月26日までの政令で定める日から施行されることとなっている。この制度は、被害者等が、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を取得した上で、検察官との間で密接なコミュニケーションを保ちつつ、一定の要件の下で、公判期日に出席するとともに、被告人質問等の一定の訴訟活動を自ら直接行うという制度であり、そのような枠組みが法律の要件に示されているが、以下に述べるとおり、一連の手続を概観した場合、一定の事項を最高裁判所規則で定める必要があると考えられる。

### 第1 被害者参加の許可

第316条の33第1項では「被告事件の手続」への参加の申出を行うことができるとされているのみで、被害者参加の申出時期の制限はないが、実際には、第1回公判期日前に申出がされる場合が多いと考えられる。この場合、申出に対する裁判所の判断も、第1回公判期日前に行われることとなると考えられる。裁判所としても、公判前整理手続や事前準備等の機会に、検察官を通じて、被害者等の参加に関する意向の把握に努めることになろう。

第316条の33第1項では「犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるとき」に参加を許すものとする」とされ、第316条の33第2項では「前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。」とされているが、この通知は、手続を明確にするため、原則として書面でしなければならないこととするのが相当と考えられる。もっとも、被害者参加の申出が審理中、あるいは

審理開始の直前になってなされた場合など、「やむを得ない事情」があるときは、この限りでないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第1項）。

裁判所は、第316条の33第1項により「被告人又は弁護人の意見を聴」いて参加を許すかどうかを判断することになる。第316条の33第1項の申出に対する決定については、公判期日においてこれをした場合には、宣告によって告知することとなる（刑事訴訟規則第34条本文）が、それ以外の場合には、告知を簡易迅速に行う趣旨から、速やかにその旨を訴訟関係人に通知しなければならないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第7項の1）。また、当該申出をした被害者等については、公判期日に出席していないことから、公判期日で決定する場合かどうかを区別せず、速やかに通知しなければならないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第7項の2）。なお、第316条の33第1項の決定を取り消す決定や第316条の34第4項の規定による公判期日への出席を許さない旨の決定等についても、同様の規定を設けることが相当と考えられる（規則要綱案第7項の1, 3, 4）。

## 第2 公判期日への出席

参加を許可された被害者等又は当該被害者の法定代理人は「被害者参加人」と呼ばれる。第316条の34第1項では「被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができる。」とされ、被害者参加人本人とその委託を受けた弁護士は原則として公判期日に出席することができることになっている。委託関係は、被害者参加人と当該弁護士との間の合意により成立するものであるが、刑事手続の厳格性に照らすと、当該弁護士が公判期日に出席するには、被害者参加人において、あらかじめ、委託した旨を当該弁護士と連署した書面で届け出なければならないものとするのが相当と考えられ（規則要綱案第2項の1）、また、委託を取り消した場合も同様であると考えられる（規則要綱案第2項の5）。第316条の36から第316条の38に規定する行為についても同様に書面による届出を必要

とすべきと考えられるが、被害者参加人としては、通常はこれらの行為を包括して委託するものと考えられることから、当該書面に委託した行為の特定に係る記載がないときは、これらのすべての行為を委託したものとみなすものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第2項の3）。さらに、この届出は、弁論が併合された事件であって、当該被害者参加人が手続への参加を許されたものについてもその効力を有するものとするのが、被害者参加人の通常の意味に合致するものと考えられる。もっとも、当該被害者参加人が、手続への参加を許された事件のうち特定の事件に限る旨の申述をしたときは、この限りでないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第2項の4）。

なお、被害者参加を許すかどうかは審理の状況を踏まえた裁判体の判断によるものであることから、第一審における被害者参加を許す旨の決定はその審級限りのものであって、上訴審では別途、申出を受けて決定を行う必要があると考えられる。したがって、被害者参加人が弁護士に委託した旨の届出も、上訴審で別途行う必要があると考えられるので、その趣旨を明確にする規定を設けるのが相当と考えられる（規則要綱案第2項の2）。

第316条の34第2項では「公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならない。」とされている。被害者参加人から委託を受けた弁護士がおり、通知を受領する権限の委託を受けている場合（包括的な委託を受けている場合や第316条の34第1項の出席の委託を受けている場合を含む。）には、当該弁護士を通じて通知することになる。

第316条の34第3項では「裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができる。」とされている。この場合、裁判所は、単に代表者を選定してほしい旨を伝えるだけでなく、被害者参加人等において何名の代表者を選定すべきかが明らかになるように、何名の選定を求めるかを特定することになる。被害者参加人

等に代表者の選定を求めたときは、裁判所書記官はこれを記録上明らかにしなければならないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第3項。刑事訴訟規則第298条第2項，第3項参照）。また，代表者に選定された者は，速やかに，その旨を裁判所に通知しなければならないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第4項）。代表者の選定を求める場合の具体的な方法については，被害者参加人は相互に面識がないこともあり得るから，検察官や被害者参加人の委託を受けた弁護士を通じて行う等，その協力を求めることも考えられよう。なお，被害者参加人等の中で調整がつかない等のため，代表者が選定されない場合には，同条第4項の「相当でない」と認めるときに当たるとして，その全員について出席を認めないこともあり得ると考えられる。

### 第3 情状証人に対する尋問

第316条の36第1項では，被害者参加人等による証人尋問について，「情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。）についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項」，つまり，被告人やその親族による示談や謝罪の状況など，犯罪事実に関係しないいわゆる一般情状に関する事項で証人が既にした証言の信用性を争うために必要な事項について尋問することを許すものとされている。第316条の36第2項では，被害者参加人等による証人尋問の申出は「検察官の尋問が終わった後（検察官の尋問がないときは，被告人又は弁護人の尋問が終わった後）直ちに」しなければならないとされていることから，裁判所への通知は，申出後速やかに，基本的には，口頭でなされることになろう（刑事訴訟規則第296条）。

申出を受けた裁判所は「審理の状況，申出に係る尋問事項の内容，申出をした者の数その他の事情」を考慮して尋問を認めるかどうかを判断することとされている。被害者参加人等による証人尋問は，一般情状に関し，証人の供述の証明力を争うために必要な事項について尋問するものであるから，基本的には，尋問が長時間にわたることは想定されないが，尋問事項によっては，あらかじめ尋問に要する見込み

の時間を確認すべき場合もあろう。

なお、被害者参加人等による尋問にも、刑事訴訟規則第199条の13、14が適用されるから、実際の尋問において、関連性が明らかでない尋問や、冗長な尋問がなされた場合は、裁判所は、被害者参加人等に対し、個別的、具体的かつ簡潔で、関連性が明らかになるような尋問をするよう求めることになるろう。

#### 第4 被告人に対する質問

第316条の37第1項では、被害者参加人による被告人質問について、「この法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合」に質問することを許すものとされている。申出の時期に制限はないが、第316条の37第2項では「前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。」とされ、情状証人に対する尋問の場合と同様、検察官は、申出があった事項について自ら供述を求める場合を除き、申出を裁判所に通知するものとされている。そうすると、被害者参加人等から申出のあった事項のうち、検察官が自ら質問するものについては被害者参加人等による質問が行われないのであるから、被害者参加人等に対し、申出をするに当たって、あらかじめ被告人質問に要する時間を明らかにするよう求める旨の規則を設けることは相当でないと考えられる。

もっとも、裁判所は、検察官から申出の通知を受け、被害者参加人等による質問を認めることとする際には、あらかじめ被告人質問に要する時間を確認しておくべき場合が多いであろう。

#### 第5 事実又は法律の適用についての意見陳述

事実又は法律の適用についての意見陳述は、第316条の38第2項で「あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならない。この場

合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。」とされ、同条第1項で「第293条第1項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内」で行うこととされている。

検察官の論告や、弁護人の弁論、被告人の最終陳述については、迅速な刑事裁判の実現の観点から、証拠調べ後できる限り速やかにこれを行わなければならないこととされている（刑事訴訟規則第211条の2）。同様に、被害者参加人が行う事実又は法律の適用についての意見陳述についても、検察官の意見の陳述後速やかにこれをしなければならないものとするのが相当と考えられる（規則要綱案第6項）。

また、現行の被害者等の意見陳述については、訴訟指揮権に基づいて意見の陳述に充てることのできる時間を定めることができることとされている（刑事訴訟規則第210条の4）。同様に、事実又は法律の適用についての意見陳述についても、これと同趣旨の規定を設けるのが相当と考えられる（規則要綱案第5項）。

## 第6 公判調書等の記載要件

公判調書や証人等の尋問調書、検証等の調書の記載要件については、それぞれ刑事訴訟規則第44条第1項、第38条第2項、第41条第2項に定めがあるが、被害者参加制度の実施に関し、記録上明らかにする必要があると考えられるものを記載要件として追加する必要があると考えられる（規則要綱案第8項ないし第10項）。